

【個別事業】 2 相談体制の充実

事務事業	現況(平成17年度未見込)	区分	22年度目標・考え方	18～22年度の整備(事業)量
(1)民生委員児童委員による相談  地域福祉課	民生委員・児童委員計560名	継続	民生委員・児童委員の役割に対する正しい理解を広め、区民と行政とのパイプ役として連携・協力関係を強化していきます	民生委員・児童委員の役割の周知を進めます。民生委員・児童委員に対する保健福祉サービスに関する情報提供も充実させます
(2)福祉事務所の面接相談(相談係)  総合福祉事務所	保健医療相談担当の保健師と連携しながら、高齢者、障害者、ひとり親など福祉に関する相談を幅広く受け付けています	継続	保健・医療的なニーズを含む相談にすばやく対応できるよう、保健相談所、地域包括支援センター・在宅介護支援センター、子ども家庭支援センターなどとの連携を一層進めます	保健相談所、地域包括支援センター・在宅介護支援センター、子ども家庭支援センターなどとの連携の具体策について検討を進めます
(3)福祉事務所の保健医療相談  総合福祉事務所	高齢者、障害者、ひとり親などの担当係と連携しながら、保健・医療に関する相談を受け付けています	継続	保健相談所などの関係機関との連携をとりつつ、総合的な支援の調整を図ります	保健医療相談主査と担当係が連携して対応し、必要に応じて関係機関とも連絡をとって、相談者を取り巻く状況全般に応じた対応をとるよう努めます
(4)保健相談所の相談  保健相談所	保健相談所 6ヶ所	継続	保健・医療・福祉のあらゆる分野と連携、協力を密にして支援します	区民のニーズにあったタイムリーな支援ができるように努めます
(5)地域包括支援センター 在宅介護支援センター  地域福祉課	・基幹型在宅介護支援センター 4ヶ所設置 ・地域型在宅介護支援センター 26ヶ所設置	充実	地域で高齢者の問題全般に関する相談を受け付ける在宅介護支援センターと連携を取りながら、高齢者に対する相談支援機能を充実していきます	従来の基幹型在宅介護支援センターを発展させ、4ヶ所の地域包括支援センターを直営で設置。18年度から在宅介護支援センターを20程度に減らし、機能を充実。
(6)子ども家庭支援センター  子育て支援課	子ども家庭支援センター 1ヶ所	充実	福祉事務所の管轄地域ごとに子どもと子育て家庭の総合相談業務の拠点となるよう、子ども家庭支援センターを増やしていきます	子ども家庭支援センター2ヶ所増